第 6 章

06

地域生活支援事業の必要量見込み



第６章　地域生活支援事業*の必要量見込み

地域生活支援事業*は、障害者総合支援法*に基づき、障がいのあるこどもや障がいのある人が尊厳を保ち、地域の中で自分らしく安心して生活できるよう、地域全体で支援する事業です。障がいのある人もない人も、ともに支えあう地域づくりを目指し、市が地域の実情に応じて柔軟に実施しています。

国の基本指針*（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）

・市町村の地域生活支援事業*について、実施する事業の内容を計画に定める。
・各年度について、事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込みを定める。
・各事業の見込量を確保するための方策及びその他実施に必要な事項を定める。
・障害保健福祉分野だけでなく、保健・医療・介護・児童福祉・教育・文化芸術・雇用等の関係機関と連携し、地域生活支援事業*を総合的に実施する。
・支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等を調査・分析・評価し、見込量との乖離が生じた場合は必要に応じて計画へ反映する。
・障がいのある人の自己決定・意思決定支援*、情報の取得・利用と意思疎通、社会参加、差別解消等の観点を踏まえて事業を実施する。

資料　地域生活支援事業*の概要

区分	事業	概要	頁
必須１	理解促進研修・啓発事業	障がいへの理解促進と心のバリアフリー*を進める研修・啓発	59
必須２	自発的活動支援事業	当事者・家族・地域住民等による自発的な活動を支援	59
必須３	相談支援事業	相談、情報提供、権利擁護、地域の相談支援体制の強化	60
必須４	成年後見制度*利用支援事業	成年後見制度*の利用に必要な申立て・報酬等を支援	61
必須５	成年後見制度*法人後見*支援事業	法人後見*を担う法人の育成・活動を支援	61
必須６	意思疎通支援*事業	手話通訳・要約筆記*等により意思疎通を支援	62
必須７	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に日常生活用具を給付・貸与	63
必須８	手話奉仕員養成研修事業	手話で意思疎通を支援する人材を養成	64
必須９	移動支援事業	屋外での移動が困難な人の外出・社会参加を支援	64
必須10	地域活動支援センター（地域活動支援センター機能強化事業）	創作・生産活動、交流、相談等の日中活動の場を提供	65
任意11	日中一時支援事業	日中活動の場を提供し、家族の就労・休息等を支援	66
任意12	訪問入浴サービス事業	居宅で入浴サービスを提供	66
任意13	自動車運転免許取得費補助事業	運転免許取得費の一部を助成し社会参加を支援	67
任意14	自動車改造費補助事業	自動車改造費の一部を助成し自立・社会参加を支援	67
任意15	社会参加支援に関する事業	交流、余暇活動、芸術文化活動等の社会参加を促進	68

◇必須事業　1　理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象として、障がいのある人への理解を深め、社会的障壁の除去と共生社会の実現につなげる研修・啓発を行う事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
事業の実施	有無	有	有	有	有	有	有	障がい理解・心のバリアフリー*に関する講座等を継続し、内容と対象を充実させる

【市の現状と課題】

基礎調査では、障がいを理由とする差別や嫌な思いをした経験について「ある」との回答が、精神、知的障がいでは 4 割を超えており、障がいのある人が、円滑な社会生活を過ごすために、障がいのない人が、障がいのことなどについて知ったり学んだりする場が必要となっています。

【実施のための方策】

障害者週間、講座、広報・ホームページ等を組み合わせ、市内事業所、障がい当事者・家族の参画を得ながら、障がい特性、合理的配慮*、意思決定支援*等を分かりやすく周知します。学校、事業者、地域団体等との連携を広げ、継続的な啓発機会を確保します。

◇必須事業　2　自発的活動支援事業

障がいのある人や家族、地域住民等が自発的に行う交流、ピアサポート*、見守り、ボランティア等の活動を支援する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
事業の実施	有無	有	有	有	有	有	有	当事者・家族・地域住民等の活動実績とニーズを踏まえて継続

【市の現状と課題】

障がいのある人・家族・きょうだい児の交流、ピアサポート*、災害対策、見守り、ボランティア、心のバリアフリー*等の活動を支援しています。障がいのある人が地域で孤立せず支え合える場を継続し、活動主体が参加しやすい制度とすることが課題となっています。

【実施のための方策】

白井市心身障害者福祉連絡協議会をはじめとした当事者団体等を通じてニーズを把握し、交流会、ピアサポート*、見守り、防災・災害時支援、啓発活動等を支援します。制度の周知と申請支援を行い、活動主体の裾野を広げます。

◇必須事業　3　相談支援事業

障がいのある人や家族等からの様々な相談に応じ、情報提供、助言、障害福祉サービス利用支援、権利擁護等を行う事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
障害者相談支援事業所数	か所	2	3	3	3	2	2	相談需要、相談支援専門員の配置状況、事業所の参入・継続状況を踏まえて設定
基幹相談支援センター*	有無	無	有	有	有	有	有	地域における相談支援体制づくりの取組を、中核的な機関として、継続・強化
基幹相談支援センター*等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有	専門的職員による助言、人材育成、協議会運営等による地域づくりの取組を継続
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無	居住支援ニーズと既存制度・関係機関の支援状況を踏まえ実施方法を検討

【市の現状と課題】

令和6(2024)年度実施の基礎調査では、市基幹相談支援センター*が開設されることを「知らなかった」とする回答が多く、開設後より、障がい福祉に関するワンストップ*相談窓口として、周知を図っています。また、複合的な課題を抱える方への対応に向けた、関係機関との連携体制の強化も求められています。

現在、委託相談事業からの引継ぎを令和9(2027)年度まで行い、引継ぎ完了後は市基幹相談支援センター*に相談支援事業の集約を予定しています。市民が困ったときに迷うことなく「まず基幹相談支援センター*へ」と思い浮かべられるよう、市基幹相談支援センター*の周知活動と機能の充実に取り組むことが必要となっています。

【実施のための方策】

市基幹相談支援センター*を中核的な機関として、市、相談支援事業所、地域生活支援拠点等*、医療・教育・就労・高齢分野等の連携を強化します。相談支援専門員の確保・育成、事例検討、専門的助言を進め、相談窓口の周知と、のぞまないセルフプラン*の解消につなげます。

◇必須事業　4　成年後見制度*利用支援事業

成年後見制度*による支援を必要とする人について、申立てや後見人等の報酬に係る費用を助成するなど、制度利用を支援する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
実利用見込者数	人/年	6	6	5	5	5	5	利用実績、権利擁護・財産管理ニーズ、市長申立て等の実績を踏まえて設定

【市の現状と課題】

前計画から、制度を必要とする人への申立て支援や費用助成を継続しています。基礎調査でも、地域で自立して暮らすために「権利擁護や財産管理」を求める回答がみられており、本人の意思を尊重した権利擁護支援と制度の分かりやすい周知が必要となっています。市では、令和7(2025)年度から、高齢者福祉課、障害福祉課に中核機関*を設置し、成年後見制度の利用促進と権利擁護支援の中心的な役割を担っています。

一方、国においては、利用者本人の意思・自己決定の尊重や支援の柔軟化を目的とした成年後見制度*の見直しに向けた検討が進められています。今後の法改正の動向を注視しながら、制度改正後も市民が必要な支援を受けられるよう、申立て支援・費用助成の在り方について継続的な検討が必要となっています。

【確保のための方策】

成年後見制度*の相談窓口、相談会、費用助成制度等を周知し、必要な人を適切な権利擁護支援につなげます。成年後見制度*に限らず、意思決定支援*や日常生活自立支援事業等も含め、本人の意向に応じた支援方法を、中核機関*を中心として、関係機関と検討します。

◇必須事業　5　成年後見制度*法人後見*支援事業

成年後見制度*の後見業務を適正に担う法人の育成・活動を支援する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
事業の実施	有無	無	無	無	無	無	無	市内の法人後見*実施状況、受任ニーズ等を踏まえて必要性を検討

【市の現状と課題】

市社会福祉協議会や市内 NPO*法人が法人後見*を実施していることから、市による養成研修等は実施していません。今後、受任困難事例や担い手不足が顕在化した場合に対応できるよう、地域の法人後見*体制を把握しておくことが必要となります。

また、国における成年後見制度*の見直しの動向によっては、後見人の役割や法人後見*のあり方にも影響が生じる可能性があります。制度改正を見据えつつ、担い手の確保・育成や関係機関との連携体制の整備について、あらかじめ検討を進めておくことが重要です。

【確保のための方策】

市社会福祉協議会、NPO*法人、中核機関*等との情報共有を継続し、法人後見*の受任状況や困難事例を把握します。新たな担い手の必要性が生じた場合や法改正による影響があった場合は、研修や支援事業の実施を検討します。

◇必須事業　6　意思疎通支援*事業

聴覚、言語、音声、視覚その他の障がいにより意思疎通に支障がある人に、手話通訳者や要約筆記*者の派遣等を行う事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0	相談・派遣ニーズと既存の派遣体制を踏まえて設置の必要性を検討
手話通訳者派遣事業(実利用者数)	人	9	7	9	9	9	9	直近実績、外出・行政手続等の意思疎通ニーズを踏まえて設定
要約筆記*者派遣事業(実利用者数)								直近実績を確認し、必要量を設定

【市の現状と課題】

情報アクセシビリティ*と意思疎通支援*の充実は、国の基本指針*においても重視されています。これまで、県聴覚障害者センター等と連携した派遣体制を確保してきましたが、引き続き制度の周知と担い手の確保が必要です。また、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援*のニーズを把握し、ICT*機器の活用も含めた持続可能な支援体制の構築が求められます。

【実施のための方策】

手話通訳者・要約筆記*者の登録・確保を進め、千葉県聴覚障害者センター等との連携により必要量を確保します。

また、聴覚・視覚・盲ろう*・失語・知的・発達等、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援*(手話通訳・要約筆記*・代筆代読・点訳*・音声訳*・触手話等)のニーズを丁寧に把握し、遠隔手話等の ICT*活用も含めた支援手段の充実を図るとともに、市の行事等に手話通訳者の派遣や要約筆記*の意思疎通支援*を活用できるよう、庁内の事業周知を進め、行政情報や相談場面における情報アクセシビリティ*の向上を図ります。

◇必須事業　7　日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、生活の便宜と自立を支援する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
給付等総件数	件/年	1,247	1,180	1,224	1,222	1,222	1,222	直近実績、対象者数、用具の更新需要等を踏まえて設定
介護・訓練支援用具	件/年	5	6	4	4	4	4	個別ニーズを積み上げ
自立生活支援用具	件/年	8	5	6	6	6	6	個別ニーズを積み上げ
在宅療養等支援用具	件/年	7	9	6	6	6	6	個別ニーズを積み上げたもの
情報・意思疎通支援*用具	件/年	3	5	12	12	12	12	情報アクセシビリティ*確保の観点も踏まえて設定
排せつ管理支援用具	件/年	1,223	1,154	1,194	1,194	1,194	1,194	継続利用者、対象者数等を踏まえて設定
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	1	2	1	1	1	住宅環境改善ニーズを踏まえて設定

【市の現状と課題】

基礎調査では、地域で自立して暮らすために日常生活用具等の生活必需品の支給を求める回答が一定程度みられています。障がい特性や生活環境、技術の進歩に応じて、必要な人に適切な用具が届くよう制度の周知と適切な給付判断が必要となっています。

【実施のための方策】

利用実績と相談内容を継続的に把握し、対象品目・基準の適切な運用を行います。新たな支援機器や情報・意思疎通支援*機器についても制度動向を確認し、必要に応じて給付対象や運用の見直しを検討します。

◇必須事業　8　手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流や地域活動を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
養成講習修了見込者数	人/年	3	14	13	5	5	5	講座定員、受講・修了実績、地域の担い手ニーズを踏まえて設定

【市の現状と課題】

印西市・栄町と共同で養成講座を実施しています。意思疎通支援*を安定して継続するため、手話に関心のある市民を増やし、修了後の活動につながる人材育成が必要となっています。

【実施のための方策】

印西市・栄町との共同開催を継続し、受講者確保に向けて周知を強化します。幅広い年齢層を対象とした養成研修への参加促進と、既存登録者へのスキルアップ研修の受講支援により、担い手の体制充実を図ります。修了者が地域活動や意思疎通支援*につながるよう、活動機会や上位研修等の情報を提供します。

◇必須事業　9　移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援し、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
実利用見込者数	人/年	55	57	56	56	56	56	直近実績、外出・社会参加ニーズ、事業者供給量を踏まえて設定
延べ利用見込時間数	時間/年	4,749	4,177	4,557	4,605	4,605	4,605	利用者数と１人当たり利用時間、社会参加機会を踏まえて設定

【市の現状と課題】

基礎調査では、外出手段は障がい種別によって大きく異なり、障害福祉サービスを利用せず、公共交通を利用する方や家族等に送迎していただく方なども多くみられます。

基礎調査の事業所ヒアリングでは移動支援等の供給不足やヘルパー不足も指摘されており、必要な外出支援を安定して提供できる体制の確保が課題です。

【確保のための方策】

利用ニーズと実績を把握し、市内・近隣事業者との連携により提供量を確保します。ヘルパー等の担い手確保を事業者と連携して進め、通院・余暇・社会参加等、障がい特性と生活状況に応じた適切な支給決定を行います。

また、本来は障害福祉サービスで対応すべき利用者が、支援を必要とする時間帯や曜日にサービスがないことにより本事業を利用している実態がないかを確認し、必要に応じて障害福祉サービス事業者の確保やニーズに応じた調整を進めることで、適正な利用を促進するとともに、新規サービス提供事業所に事業の実施を働きかけます。

◇必須事業　10　地域活動支援センター　（地域活動支援センター機能強化事業）

障がいのある人に創作的活動、生産活動、社会交流等の機会を提供し、地域生活と社会参加を支援する事業です．Ⅰ型（専門職を配置する地域支援の拠点）、Ⅱ型（社会適応訓練等の生活支援を行う）、Ⅲ型（創作活動や社会交流促進を行う）があり、市ではⅢ型を直営し、Ⅰ型を成田地域活動支援センターに委託しています。他市のセンターを利用することも可能です。

〈前計画実績（見込）と令和9（2027）年度から令和11（2029）年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度（2024）実績	令和7年度（2025）実績	令和8年度（2026）実績見込	令和9年度（2027）見込	令和10年度（2028）見込	令和11年度（2029）見込	算定・実施の考え方
市内センター数	か所	1	1	1	1	1	1	利用ニーズ、定員・機能、地域のアクセスを踏まえて設定
市内センター実利用見込者数	人	43	55	47	48	48	48	直近実績と新規利用意向を踏まえて設定
市外センター数	か所	2	1	2	2	2	2	市外資源の利用状況を踏まえて設定
市外センター実利用見込者数	人	15	14	14	14	14	15	直近実績を踏まえて設定

【市の現状と課題】

市に直営のⅢ型があり、市外にⅠ型を委託しているほか、近隣他市のセンターの利用もみられます。基礎調査では地域活動支援センターを新たに利用したいニーズがみられ、日中活動や社会交流の場の確保、利用につながる情報提供が重要です。

【実施のための方策】

　市内センターの活動内容・相談機能の充実を支援し、利用者の障がい特性や希望に応じて市外資源も含め選択できるよう情報提供します。地域の居場所、創作・生産活動、交流、相談等の機能を関係機関と連携して確保します。

　また、サービス提供事業所の新規参入時には、地域活動支援センター併設について検討するよう働きかけを行います。

◇任意事業　11　日中一時支援事業

障がいのある人等に日中活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息、見守り等を行う事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
利用見込者数	人/月	61	87	65	68	72	76	直近実績、家族のレスパイト*・就労支援ニーズ、供給量を踏まえて設定

【市の現状と課題】

前計画では新型コロナウイルス終結後の利用増を見込みましたが報酬改定により法定サービスとの適正な利用が推進され大きな増加はありませんでした。基礎調査では日中活動の場や一時預かりへのニーズがみられ、家族の介護負担軽減と本人の活動機会の双方を支えるため提供体制の維持が必要となっています。

【確保のための方策】

利用実績と家族ニーズを把握し、市内・近隣の事業者との契約・連携により必要な受入枠を確保します。家族の就労支援やレスパイト*を含め、短期入所等の関連サービスと役割分担しながら柔軟に支援します。

また、本来は障害福祉サービスで対応すべき利用者が、支援を必要とする時間帯や曜日にサービスがないことにより本事業を利用している実態がないかを確認し、必要に応じて障害福祉サービス事業者の確保やニーズに応じた調整を進めることで、適正な利用を促進します。

サービス提供事業所の新規参入時には、日中一時支援事業の実施について検討するよう働きかけを行います。

◇任意事業　12　訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者等に対し、居宅を訪問して入浴サービスを提供し、身体の清潔保持と心身機能の維持を支援する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
利用見込者数	人/月	4	6	6	6	6	6	対象者の個別ニーズと事業者の供給体制を踏まえて設定

【市の現状と課題】

重度の身体障がい等により自宅の浴槽や通所サービスでの入浴が難しい人にとって重要な在宅生活支援です。事業所ヒアリングでは身体介護に対応できる人材不足も課題として挙げられており、少数の利用であっても継続可能な供給体制が必要となっています。

【確保のための方策】

対象者の状況を個別に把握し、市内・近隣事業者との連携により必要なサービスを確保します。介護保険等との適切な調整を行い、在宅生活の継続に必要な支援を途切れなく提供します。

◇任意事業　13　自動車運転免許取得費補助事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部を助成し、自立と社会参加を促進する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
利用見込者数	人/年	0	2	2	2	2	2	申請実績と対象者の社会参加・就労ニーズを踏まえて設定

【市の現状と課題】

基礎調査では外出手段として自家用車を利用する人が一定数存在し、地域での就労や社会参加を支える移動手段の確保は重要です。一方、利用者が限定される事業であるため、制度を必要とする人に確実に届く周知が課題となっています。

【実施のための方策】

障害福祉課、相談支援事業所等を通じて制度を周知し、就労・通学・社会参加等の目的を踏まえて必要な人の利用につなげます。申請実績を確認しながら必要量を見込みます。

◇任意事業　14　自動車改造費補助事業

身体に重度の障がいがある人が自ら運転する自動車の操向装置・駆動装置等を改造する費用の一部を助成し、自立と社会参加を促進する事業です.

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
利用見込者数	人/年	0	1	1	1	1	1	申請実績と個別の移動・就労ニーズを踏まえて設定

【市の現状と課題】

自動車を主要な移動手段とする身体障がいのある人にとって、車両改造は就労や地域生活の継続に直結します。利用件数は少数ですが、制度を必要とする人に確実に届く周知が課題となっています。

【実施のための方策】

相談支援事業所、医療・リハビリ関係機関等とも連携して制度を周知し、個別ニーズに応じて適切に助成します。申請実績や制度改正を踏まえ、必要な予算・支援量を確保します。

◇任意事業　15　社会参加支援に関する事業

障がいのある人の交流、余暇活動、芸術文化活動及び情報取得の機会を確保し、地域における社会参加を促進する事業です。

(1)レクリエーション活動等支援

障がいのある人等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等につながるレクリエーション活動を通じて、社会参加を促進するため障がい者スポーツ大会やレクリエーション教室を実施しています。

(2)芸術文化活動振興

障がいのある人等の芸術文化活動の発表・鑑賞等の機会を確保し、芸術文化活動を通じた社会参加を促進するため福祉作品展を実施しています。

(3)声の広報等発行

文字による情報入手が困難な人に対し、音声訳*その他分かりやすい方法により、市の広報や福祉制度、生活情報等を提供し、情報取得と社会参加を支援します。

〈前計画実績(見込)と令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量〉

指標	単位	令和6年度(2024)実績	令和7年度(2025)実績	令和8年度(2026)実績見込	令和9年度(2027)見込	令和10年度(2028)見込	令和11年度(2029)見込	算定・実施の考え方
レクリエーション活動等支援	回/年	―	―	―	7	7	7	白井市での実施状況・実績、参加ニーズを踏まえて設定
芸術文化活動振興	回/年	―	―	―	2	2	2	作品展等の実施状況・参加ニーズを踏まえて設定
声の広報等発行	回/年	12	12	12	12	12	12	発行実績と情報アクセシビリティ*のニーズを踏まえて設定

【市の現状と課題】

基礎調査では、地域活動への参加にあたり「参加できる地域の活動についての情報が不十分」「障がい者が参加できる講座・イベント等が少ない」とする回答がみられ、余暇を楽しむ場面で困難を感じる人もいます。また、情報提供については、広報紙やホームページ、スマートフォンで閲覧できる媒体に加え、音声読み上げややさしい表記など、障がい特性に応じた多様な方法が求められています。社会参加の機会と情報アクセシビリティ*を一体的に充実させることが課題です。

【実施のための方策】

障がいのある人が参加しやすいスポーツ・レクリエーション、芸術文化活動等の機会について、既存事業や関係団体の取組状況を把握し、参加しやすい環境づくりと情報発信を進めます。あわせて、市の広報や障害福祉情報について、音声読み上げ等を含む障がい特性に応じた情報提供方法を検討・充実し、必要な情報にアクセスできる環境を確保します。令和9(2027)年度から令和11(2029)年度の見込量は、令和8(2026)年度の実施状況、参加実績、利用ニーズを踏まえて設定します。